ロ　次に掲げる物（肥料の用途に係るものに限る。）

(1)　塩化カリウム

(2)　オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）若しくはオルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）又はこれらの混合物

ハ　数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキャストに限る。）、ボールねじ、リニアガイド又はリニアスケール

ニ　半導体素子若しくは集積回路、これらの製造のために専ら用いられる半導体部素材、半導体製造装置に専ら用いられる素材等、半導体製造用のヘリウム、希ガス、りん化合物若しくはふっ化水素酸、電子回路基板又は電子回路実装基板

ホ　車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品又は素材

ヘ　ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上かつ二サイクルのものに限る。）に用いられるクランクシャフト又は総トン数百九十トン以上の船舶の船体（当該船体を構成する船体ブロックを含む。）

ト　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサー又はこれらの製造に専ら用いられる部分品若しくは素材等

チ　人工衛星又はロケットの打上げのために特に設計した推進薬又はその原料

十九　特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

イ　数値制御を行うことができる金属工作機械若しくは主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット又はこれらの製造若しくは補修の用に供される減速機、サーボ機構、数値制御装置若しくはプログラマブルロジックコントローラ

ロ　航空機（無人航空機を除く。）の部品

ハ　半導体製造装置又は半導体製造装置に専ら用いられる部分品

ニ　車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置

ホ　ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）、航行の安全の用に供される航海用具（音響測深機に限る。）又は主たる推進力を生み出すプロペラ（直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。）

ヘ　積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、ＳＡＷ（弾性表面波）フィルタ、ＢＡＷ（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造に専ら用いられる装置

ト　高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品

チ　無人航空機

リ　人工衛星若しくはロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置

［新設］